

第15回 南相馬市復興整備協議会特別会議 議事録		
日 時	平成29年10月11日(水) 13:50~14:10	
場 所	福島県自治会館3階 大会議室	
復興整備事業	太陽光発電施設整備事業(新規1地区) 太陽光発電施設用地整備事業(新規1地区) 有害鳥獣焼却施設整備事業(新規1地区)	
出席者 (敬称略)	南相馬市	復興企画部次長兼企画課長 牛来 学 新エネルギー推進課長 渡辺 裕 新エネルギー推進課係長 武山 剛
	復興庁	福島復興局 参事官 北市 豊和
	農林水産省	東北農政局農村振興部 農村計画課長 佐藤 吉治
	福島県	企画調整部土地・水調整課主任主査 星 徳博 " 地域政策課長 加藤 靖宏 農林水産部農業担い手課長 今泉 耕治 土木部都市計画課副課長兼主任主査 塩田 紀久 " まちづくり推進課主幹兼副課長 大竹 和彦

協議内容

1、開会(南相馬市復興企画部企画課復興推進係長 藤原)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告:公開として報告
- ・傍聴人への注意事項

2、議事

南相馬市復興整備協議会規約第7条により、南相馬市長代理人の牛来復興企画部次長が議長となる。

(議長:南相馬市復興企画部次長 牛来)

議事に入る前に南相馬市の現状と課題について南相馬市より説明します。

(説明者:南相馬市復興企画部企画課復興推進係長 藤原)

それでは、南相馬市の現状と課題について説明いたします。

【現状と課題について説明】

(議長:南相馬市復興企画部次長 牛来)

ただいま、南相馬市から説明のあった現状と課題について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部次長 牛来)

前回、協議会会議を平成29年3月22日に開催し、南相馬市復興整備計画の変更についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。

追加・変更点は2点でございます

まず1点目は、計画に「有害鳥獣焼却施設整備事業」を復興整備事業として追加するものです。「有害鳥獣焼却施設整備事業」は、復興特区法上、協議対象とはなっておりませんが、南相馬市の復旧・復興に必要な事業であることからお諮りします。

2点目は、「太陽光発電施設整備事業」及び「太陽光発電施設用地整備事業」の実施に伴い、4haを超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針の変更について、お諮りします。

なお、協議の進め方ですが、南相馬市から「有害鳥獣焼却施設整備事業」について説明した後、計画変更の概要と「太陽光発電施設整備事業」及び「太陽光発電施設用地整備事業」について、説明いただきます。その後、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので同意について確認させていただきます。それでは、南相馬市から復興整備計画変更(案)概要と、「有害鳥獣焼却施設整備事業」について説明願います。

(説明者：南相馬市復興企画部 新エネルギー推進課長 渡辺)

南相馬市復興整備計画(案)概要と有害鳥獣焼却施設整備事業についてご説明申し上げます。

【様式第2、構想図、事業総括図により説明】

(議長：南相馬市復興企画部次長 牛来)

ただいま、南相馬市から説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部次長 牛来)

次に、太陽光発電施設整備事業及び太陽光発電施設用地整備事業について説明願います。

(説明者：南相馬市復興企画部 新エネルギー推進課長 渡辺)

続いて、太陽光発電施設整備事業(小木迫地区)及び太陽光発電施設用地整備事業(原町南部地区)についてご説明申し上げます。

【様式第2、構想図、事業総括図、様式第8により説明】

(議長：南相馬市復興企画部次長 牛来)

ただいま、南相馬市から説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部次長 牛来)

特に意見がないようなので、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。東北農政局の佐藤農村計画課長様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議はございませんか？

(出席者：東北農政局農村振興部農村計画課長 佐藤)

ただいまご説明のありました、土地利用方針の変更につきましては異存ありません。

(議長：南相馬市復興企画部次長 牛来)

ありがとうございました。土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。以上で、議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「南相馬市復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について、農林水産大臣の許可があったものとみなされます。計画変更については、10月17日(火)に市HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

3、閉会(南相馬市復興企画部企画課復興推進係長 藤原)

協議結果

・太陽光発電施設整備事業(1地区)、太陽光発電施設用地整備事業(1地区)について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。